

## 「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正について（案）

### 1. 背景

道路は、一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため原則として通行できないことになっています。ただし、実際の社会・経済活動においては、やむを得ず前述の規格を超える車両を通行させる必要が生じることがあります。そこで、車両の構造又は車両に積載する貨物の特殊性を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要な条件を道路管理者が付して車両の通行を許可する「特殊車両通行許可制度」が設けられています。

本制度については、これまで、経済の活性化や国際競争力の強化に資する車両の大型化による物流効率化を支援するため、道路を通行する車両の重さや高さに関する制限値を引き上げるなど見直しを実施してきました。

一方で、重量の一般的な制限値を超過する車両の約6割は無許可や許可内容に違反した状態で走行しており、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど、道路に悪影響を及ぼす他、時には重大な事故を引き起こし、社会経済活動に多大な影響を与えています。

これまでも関係行政機関の協力のもと、指導取締基地における指導取締りを定期的実施してきたところですが、指導取締基地のスペースの問題などにより引き込む車両数に限界があることなどから、効率的な取締りに困難が生じていました。

そこで、違反車両の指導取締りを強化するため、かねてより、走行状態の車両の重量等を自動的に計測できる車両重量自動計測装置の整備を進めてきました。

今般、車両重量自動計測装置で計測したデータと特殊車両通行許可内容のデータベースをオンラインで照合することが可能となったため、違反走行を繰り返す事業者に対して指導警告を行うことを検討しています。

また、これまで、特殊車両通行許可に際して道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ重大な交通事故を発生させた場合等に許可の取消しを行うこととしていたところですが、事業者の法令遵守意識を更に徹底し、道路の構造の保全と交通の危険防止を図るため、常習として法令の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においても許可を取り消すなど、取消し基準の改正を検討しています。

## 2. 改正概要

「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発96号道路局長通達）別添2「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の改正内容は以下のとおりです。

### （1）車両重量自動計測装置の計測結果に基づく指導警告の実施

- ① 「第二 指導取締りの実施」に、  
道路管理者は、必要に応じ、走行中の車両の重量等を自動的に計測できる装置（以下「車両重量自動計測装置」という。）を設置し、特殊車両を違法に通行させた者に対して指導取締りを実施するものとする旨を追加します。
- ② 「第三 特殊車両を違法に通行させている者に対する道路管理者の措置」に、  
道路管理者は、車両重量自動計測装置の計測結果に基づき、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させた者に対し、違反内容等を示し法令遵守を求める指導警告書により指導警告を行うものとする旨を追加します。

### （2）特殊車両通行許可の取消し基準の改正

現行の「第三 特殊車両を違法に通行させている者に対する道路管理者の措置」中「二 許可の取消し」において、

- 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。
- 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

に許可を取り消すものとされているところですが、これに、

- 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させ<sup>※注</sup>、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。
- 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。
- 常習として、法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

を追加します。

※注：「法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させ」とは、許可された通行経路において許可内容を超えた重量又は寸法の特種車両を通行させることです。

## 3. スケジュール

平成20年10月より施行することを予定しています。